

択一→選択 リメイク問題集

本試験では、過去に択一式で出題された問題が、選択式問題にアレンジされて出題されることも多くなっています。本特集では、今後本試験に出題が予想される「択一式→選択式」問題をピックアップした問題演習です。



社会保険労務士
小林 勇
(山川社労士予備校)

◆ 労働基準法 ◆

【問A】 最高裁判所は、使用者が労働者の同意を得て労働者の退職金債権に対してする相殺が問題となった事件において、次のように判示した。

「労働基準法二四条一項本文の定めるいわゆる賃金全額払の原則の趣旨とするところは、使用者が一方的に賃金を控除することを禁止し、もって労働者に賃金の全額を確実に受領させ、労働者の経済生活を脅かすことのないようにしてその保護を図ろうとするものというべきであるから、使用者が労働者に対して有する債権をもって労働者の賃金債権と相殺することを禁止する趣旨をも包含するものであるが、労働者がその自由な意思に基づき右相殺に同意した場合においては、右同意が労働者の自由な意思に基づいてされたものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するときは、右同意を得てした相殺は右規定に違反するものとはいえないものと解するのが相当である。もっとも、右全額払の原則の趣旨にかんがみると、右同意が労働者の自由な意思に基づくものであるとの認定判断は、 A ことはいうまでもないところである。」

— 選択肢 —

- ① 厳格かつ慎重に行われなければならない
- ② 高度の必要性に限定しなければならない
- ③ 事業の正常な運営を妨げてはならない
- ④ 是認される範囲内の適法な規制による制約を免れない

↓ 過去にはこう出題されていた！

【令3択・問3ウ（解答○）】

使用者が労働者に対して有する債権をもって労働者の賃金債権と相殺することに、労働者がその自由な意思に基づき同意した場合においては、「右同意が労働者の自由な意思に基づいてされたものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するときは、右同意を得てした相殺は右規定〔労働基準法第24条第1項のいわゆる賃金全額払の

原則]に違反するものとはいえないものと解するのが相当である」が、「右同意が労働者の自由な意思に基づくものであるとの認定判断は、厳格かつ慎重に行われなければならない」とするのが、最高裁判所の判例である。

問A 解答 ①厳格かつ慎重に行われなければならない (日新製鋼事件 (最二小平2.11.26))

【問B】 労働基準法第5条は、「使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、 B 労働を強制してはならない。」と定めている。

— 選択肢 —

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 技能の習得を目的として | ② 業として |
| ③ 損害賠償額を予定して | ④ 労働者の意思に反して |



過去にはこう出題されていた！

【令7択・問1ア (解答○)】

労働基準法第5条に定める「労働者の意思に反して労働を強制」するとは、不当なる手段を用いることによって、使用者が労働者の意識ある意思を抑圧し、その自由な発現を妨げて、労働すべく強要することをいい、必ずしも労働者が現実に労働することを必要としない。

問B 解答 ④労働者の意思に反して (法5条)

【問C】 労働基準法第90条第1項では、使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の C とされている。

— 選択肢 —

- | |
|-------------------|
| ① 意見を聴かなければならない |
| ② 意向を確認しなければならぬ |
| ③ 同意を得なければならぬ |
| ④ 理解と関心を深めなければならぬ |



過去にはこう出題されていた！

【令1択・問7C (解答×)】

就業規則の作成又は変更について、使用者は、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、それが無い場合には労働者の過半数を代表する者と協議決定することが要求されている。

問C 解答 ①意見を聴かなければならない (法90条1項)